佐賀県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県条例第32号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

次の表に拘りる規定の改正部分は、下縁の部分である。			
改正前	改正後		
第11条から <u>第20条</u> まで 削除	第11条から <u>第13条</u> まで 削除		
	<u>(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u>		
	第14条 知事は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第		
	1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この条におい		
	て「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の		
	<u> </u>		
	間の延長」という。)に係る徴収金を分割して納付し、又は納入		
	させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付 期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金		
	新成文は日前八新成文の日前刊新成文は日前八新成とこの前刊 <u>金</u> 額又は納入金額を定めるものとする。		
	2 知事は、前項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限		
	又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又		
	は納入金額を定めたときは、その内容その他必要な事項を当該徴		
	収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなけ		
	<u>ればならない。</u>		
	3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が第		
	1項の規定により定められた分割納付又は分割納入の各納付期限		
	又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を、その納付期限又		
	は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつ		
	きやむを得ない理由があると認めるときは、当該分割納付又は分割物が入る窓口は、		
	割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額		

改正前	改正後
改正前	改正後 <u>を変更することができる。</u> 4 知事は、前項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限 又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、 その内容その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなけれ ばならない。 (徴収猶予の申請手続等) 第15条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に 掲げる事項とする。 (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること 及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細 (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額 (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額 (4) 当該猶予を受けようとする期間

改正前	改正後
	(7) その他知事が必要と認める事項
	2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げ
	<u>る書類とする。</u>
	(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに
	足りる書類
	(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
	(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並 びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
	(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期
	間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第
	245号。以下「施行令」という。)第6条の10の規定により提出
	すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
	<u>(5) その他規則で定める書類</u>
	3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げ
	<u>る事項とする。</u>
	<u>(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の</u>
	<u>詳細</u> (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項
	(3) その他知事が必要と認める事項
	(3) その他和事が必安と認める事項 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類
	4 広第13年の 2 第 2 頃及び第 3 頃に規定 9 る 末例 C 定める 音類 は、次に掲げる書類とする。
	(1) 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類
	(2) その他規則で定める書類
	5 法第15条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げ
	る事項とする。

改正前	改正後
	限及び金額
	(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入する ことができないやむを得ない理由
	(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
	(4) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項
	<u>(5) その他知事が必要と認める事項</u>
	<u>6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</u>
	7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とす
	る。 <u>(職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の</u>
	方法)
	第16条 第14条の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の 猶予又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15
	条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長に係る徴収金
	を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
	<u>(職権による換価の猶予の手続等)</u>
	第17条 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定め
	る書類は、次に掲げる書類とする。
	(1) 第15条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類
	(2) 分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類
	(3) その他規則で定める書類 (申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の
	方法)
	第18条 第14条の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の
	<u>猶予又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の</u>

改正前	改正後
	規定による換価の猶予をした期間の延長に係る徴収金を分割して
	<u>納付し、又は納入させる場合について準用する。</u>
	2 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とす
	<u> </u>
	<u>(申請による換価の猶予の申請手続等)</u>
	第19条 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、
	次に掲げる事項とする。
	(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続
	又は生活の維持が困難となる事情の詳細
	(2) 第15条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる事
	<u>項</u>
	(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各
	納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
	(4) その他知事が必要と認める事項
	2 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書
	類は、次に掲げる書類とする。
	(1) 第15条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類
	(2) その他規則で定める書類
	3 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に 掲げる事項とする。
	(1) 第15条第 1 項第 6 号に掲げる事項
	(2) 第15条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
	(3) 第1項第3号に掲げる事項
	(4) その他知事が必要と認める事項
	4 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項
	<u>に規定する期間は、20日とする。</u>

改正前	改正後

(法人の事業税の税率等)

- 第49条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除 く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に 掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
 - (1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 - ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所 得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じ て計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800	<u>100分の4.6</u>
万円以下の金額	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金	<u>100分の 6</u>
額	

(2) (3) 略

2 略

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業 を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、 (担保を徴する必要がない場合)

第20条 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、 猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予の期間が3月以内 である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場 合とする。

(法人の事業税の税率等)

- 第49条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除 く。第3項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に 掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
 - (1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
 - ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所 得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じ て計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800	<u>100分の2.7</u>
万円以下の金額	
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金	<u>100分の3.6</u>
額	

(2) (3) 略

2 略

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業 を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの が行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、

次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の0.72を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得た金額

(2)・(3) 略

(法人の事業税に係る更正、決定に関する通知)

第50条 法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正又は決定の通知、法<u>第72条の46第 5 項</u>の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法<u>第72条の47第 4 項</u>の規定による法人事業税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式の通知書による。

(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)

第72条の12 法第74条の20第4項の規定によるたばこ税に係る更正 又は決定の通知書、法<u>第74条の23第5項</u>の規定によるたばこ税に 係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知書及び法 <u>第74条の24第4項</u>の規定によるたばこ税に係る重加算金額の決定 の通知書は、規則で定める様式による。

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)

第109条の24 法第144条の44第4項の規定による軽油引取税に係る 更正又は決定の通知書、法<u>第144条の47第5項</u>の規定による軽油引 取税に係る過少申告加算金額の決定の通知書、同条同項の規定に よる軽油引取税に係る不申告加算金の決定の通知書及び法<u>第144</u> 条の48第4項の規定による軽油引取税に係る重加算金の決定の通

改正後

次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額

(2) (3) 略

(法人の事業税に係る更正、決定等に関する通知)

第50条 法第72条の42の規定による法人の事業税に係る更正又は決定の通知、法<u>第72条の46第6項</u>の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法<u>第72条の47第5項</u>の規定による法人事業税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式の通知書による。

(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)

第72条の12 法第74条の20第4項の規定によるたばこ税に係る更正 又は決定の通知書、法<u>第74条の23第6項</u>の規定によるたばこ税に 係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知書及び法 <u>第74条の24第5項</u>の規定によるたばこ税に係る重加算金額の決定 の通知書は、規則で定める様式による。

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)

第109条の24 法第144条の44第4項の規定による軽油引取税に係る 更正又は決定の通知書、法<u>第144条の47第6項</u>の規定による軽油引 取税に係る過少申告加算金額の決定の通知書、同条同項の規定に よる軽油引取税に係る不申告加算金の決定の通知書及び法<u>第144</u> 条の48第5項の規定による軽油引取税に係る重加算金の決定の通

知書の様式は、規則で定める。

知書の様式は、規則で定める。

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) 略

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア・イ 略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第 25条の規定による免除額、所得税法第 92条の規定による控除額、租税特別措置法第 10条から第 10条の5の4まで及び第 10条の6(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23年法律第 29号。以下「震災特例法」という。)第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額並びに震災特例法第 10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計 額

附 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第5条の5 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条及び次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

改正後

(1) 略

(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額

ア・イ 略

ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第 25条の規定による免除額、所得税法第 92条の規定による控除額、租税特別措置法第 10条から第 10条の5の3まで及び第 10条の6(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23年法律第 29号。以下「震災特例法」という。)第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額並びに震災特例法第 10条の2から第10条の3の3までの規定による控除額の合計額

改正後

(3) 略

2 • 3 略

第14条の3 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度(法第72 条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人の事 業税についての第49条及び前条の規定の適用については、第49条 第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」 と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」 とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」と あるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の 4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」 と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」 とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあ るのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の6」と あるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とある のは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは 「100分の6.7」と、前条中「第49条第1項第2号」とあるのは「次 条の規定により読み替えられた第49条第1項第2号」と、「100分 の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは 「100分の5.5」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 第17条の3 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡す ることを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅 に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅 の新築が平成10年10月1日から平成28年3月31日までの間に行わ れたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」 とする。

(3) 略

2 · 3 略

第14条の3 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度(法第72 条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人の事 業税についての第49条及び前条の規定の適用については、第49条 第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」 と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」 とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」と あるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の 4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」 と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」 とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあ るのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」 とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあ るのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるの は「100分の6.7」と、前条中「第49条第1項第2号」とあるのは 「次条の規定により読み替えられた第49条第1項第2号」と、「100 分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるの は「100分の5.5」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

- 第17条の3 独立行政法人都市再生機構又は家屋を新築して譲渡す ることを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅 に係る第57条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅 の新築が平成10年10月1日から平成30年3月31日までの間に行わ れたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」 とする。
- 2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規│2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第63条の2第1項に規

定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、第63条の2第1項第1号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、4年)と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、4年)」とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第18条の2 略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(法附則第12条の2の2 第2項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第18条の2の3 において同じ。)を受けるものの取得(附則第18条の2の3第6 項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除 く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29 年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定に かかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものと した場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20 を乗じて得た率とする。

(1) 略

(2) 次に掲げる軽油自動車(法附則第12条の2の2第2項第5号 の軽油自動車をいう。以下この条において同じ。)

ア・イ 略

改正後

定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号及び第64条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、同号中「2年」とあるのは「3年(土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)と、第64条第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、4年)」とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第18条の2 略

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(法附則第12条の2の2 第2項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第18条の2の3 において同じ。)を受けるものの取得(附則第18条の2の3第6 項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除 く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29 年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定に かかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものと した場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20 を乗じて得た率とする。

(1) 略

(2) 次に掲げる軽油自動車(法附則第12条の2の2第2項第5号 の軽油自動車をいう。以下この条において同じ。)

ア・イ 略

- ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次 のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (ア) 平成28年軽油重量車基準(法附則第12条の2の2第2項

- <u>ウ</u> 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (ア) 平成21年軽油重量車基準(法<u>附則第12条の2の2第2項</u> 第5号八(1)の平成21年軽油重量車基準をいう。以下この条 において同じ。)に適合すること。

(イ)・(ウ) 略

工略

- 3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第18条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。
- (1) 略
- (2) 次に掲げる軽油自動車

ア・イ 略

改正後

第5号八(1)の平成28年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合すること。

- (1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費 効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- <u>工</u> 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (ア) 平成21年軽油重量車基準(法<u>附則第12条の2の2第2項第5号二(1)</u>の平成21年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合すること。

(イ)・(ウ) 略

才 略

- 3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第18条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。
 - (1) 略
 - (2) 次に掲げる軽油自動車

ア・イ 略

- ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次 のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費 効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ・エ 略

- 4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第18条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。
 - (1) 略
- (2) 次に掲げる軽油自動車

ア・イ 略

<u>ウ・エ</u> 略

- 5 略
 - (自動車取得税の課税標準の特例)
- 第18条の2の3 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。
 - (1)~(6) 略

改正後

エ・オ 略

- 4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第18条の2の3第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。
 - (1) 略
 - (2) 次に掲げる軽油自動車

ア・イ 略

- ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次 のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
 - (ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
 - (1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費 効率以上であること。

<u>エ・オ</u> 略

5 略

(自動車取得税の課税標準の特例)

- 第18条の2の3 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。
 - (1)~(6) 略

- (7) 法<u>附則第12条の2の2第2項第5号八</u>に掲げる軽油自動車 (電力併用自動車(同項第3号の電力併用自動車をいう。以下 この条において同じ。)に限る。)
- 2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

- (3) <u>附則第18条の2第2項第2号ウ</u>又は<u>工</u>に掲げる軽油自動車 (電力併用自動車に限る。)
- 3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

- (3) <u>附則第18条の2第3項第2号ウ</u>又は<u>工</u>に掲げる軽油自動車 (電力併用自動車に限る。)
- 4 次に掲げる自動車(以下この項において「第4種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

改正後

- (7) 法<u>附則第12条の2の2第2項第5号二</u>に掲げる軽油自動車 (電力併用自動車(同項第3号の電力併用自動車をいう。以下 この条において同じ。)に限る。)
- 2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

- (3) <u>附則第18条の2第2項第2号工</u>又は<u>オ</u>に掲げる軽油自動車 (電力併用自動車に限る。)
- 3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

- (3) <u>附則第18条の2第3項第2号工</u>又は<u>オ</u>に掲げる軽油自動車 (電力併用自動車に限る。)
- 4 次に掲げる自動車(以下この項において「第4種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

(1)・(2) 略

(3) <u>附則第18条の2第4項第2号ウ</u>又は工に掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

5~12 略

(自動車税の税率の特例)

- 第19条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とす る自動車で内燃機関を有しないものをいう。第4項第1号及び第 8項第1号において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然 ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるも のをいう。第4項第2号及び第8項第2号において同じ。)、専 らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で 定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施 行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行 規則で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電 力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施 行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネ ルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガス の排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第4 項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。) 及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以 後の年度分の自動車税に係る第112条第1項及び第2項の規定の 適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 - (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる 自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条 第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登

(3) <u>附則第18条の2第4項第2号工</u>又は<u>オ</u>に掲げる軽油自動車 (電力併用自動車に限る。)

改正後

5~12 略

(自動車税の税率の特例)

- 第19条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とす る自動車で内燃機関を有しないものをいう。第4項第1号におい て同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の 燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。第4項 第2号において同じ。)、専らメタノールを内燃機関の燃料とし て用いる自動車で施行規則で定めるもの、メタノールとメタノー ル以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃 料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内 燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自 動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として 用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えている ことにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項 に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則 で定めるものをいう。第4項第3号において同じ。)並びにバス (一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に 対する平成28年度分の自動車税に係る第112条第1項及び第2項 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 - (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる 自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条 第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登

録」という。)を受けたもの <u>新車新規登録を受けた日から起</u> 算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に 掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規 登録を受けたもの<u>新車新規登録を受けた日から起算して12年</u> を経過した日の属する年度

略

2 • 3 略

4 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の 適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年 度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成 26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平 成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により 平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が 3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準 (第4号及び第8項第5号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号及び第8項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

改正後

録」という。)を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

略

2 • 3 略

- (3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源 として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので 施行規則で定めるものをいう。第8項第3号において同じ。)
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(第8項第4号及び第10項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

第112条第1	<u>7,500円</u>	4,000円
項の表の第 1	29,500円	15,000円
<u>号</u>	8,500円	4,500円
	34,500円	17,500円
	9,500円	5,000円
	39,500円	20,000円
	13,800円	7,000円
	45,000円	22,500円

	改正前	
	15,700円	8,000円
	51,000円	25,500円
	17,900円	9,000円
	58,000円	29,000円
	20,500円	<u>10,500円</u>
	66,500円	33,500円
	23,600円	<u>12,000円</u>
	76,500円	38,500円
	27,200円	<u>14,000円</u>
	88,000円	44,000円
	40,700円	20,500円
	111,000円	<u>55,500円</u>
第112条第1	6,500円	<u>3,500円</u>
項の表の第2	8,000円	<u>4,000円</u>
<u>号</u>	9,000円	<u>4,500円</u>
	11,500円	6,000円
	12,000円	6,000円
	16,000円	8,000円
	15,000円	<u>7,500円</u>
	20,500円	<u>10,500円</u>
	18,500円	<u>9,500円</u>
	25,500円	<u>13,000円</u>
	22,000円	11,000円
	30,000円	<u>15,000円</u>

	改正前		改正後
	35,000円	17,500円	
	29,500円	15,000円	
	40,500円	20,500円	
	<u>4,700円</u>	2,400円	
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>	
	<u>7,500円</u>	4,000円	
	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>	
	<u>15,100円</u>	8,000円	
	20,600円	<u>10,500円</u>	
第112条第1	12,000円	<u>6,000円</u>	
項の表の第3	26,500円	<u>13,500円</u>	
<u> </u>	33,000円	<u>16,500円</u>	
	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>	
	32,000円	<u>16,000円</u>	
	41,000円	<u>20,500円</u>	
	<u>17,500円</u>	9,000円	
	38,000円	<u>19,000円</u>	
	49,000円	<u>24,500円</u>	
	20,000円	<u>10,000円</u>	
	44,000円	22,000円	
	57,000円	<u>28,500円</u>	
	22,500円	<u>11,500円</u>	
	50,500円	<u>25,500円</u>	
	65,500円	33,000円	

	改正前	
	25,500円	13,000円
	74,000円	37,000円
	29,000円	<u>14,500円</u>
	64,000円	32,000円
	83,000円	<u>41,500円</u>
第112条第 1	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>
項の表の第4	6,000円	3,000円
号	3,900円	2,000円
	<u>5,300円</u>	3,000円
第112条第1	12,000円	6,000円
<u>項の表の第5</u>	<u>7,400円</u>	<u>4,000円</u>
号	24,800円	<u>12,500円</u>
	<u>13,100円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>8,400円</u>	<u>4,500円</u>
	6,500円	<u>3,500円</u>
	8,000円	<u>4,000円</u>
	13,800円	<u>7,000円</u>
	18,900円	9,500円
	15,000円	7,500円
	20,500円	10,500円
	18,500円	9,500円
	25,500円	13,000円
	22,000円	11,000円
	30,000円	15,000円

	 改正前	
	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	<u>51,200円</u>	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
	13,700円	7,000円
	18,800円	9,500円
	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第112条第 2	3,700円	1,800円
項の表	<u>5,200円</u>	2,600円
	<u>4,700円</u>	2,300円
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
	<u>8,000円</u>	4,000円
)適用がある場合における	
	<u>、同項中「第1項」とある</u> 想定により詩な結合で済用	
<u> </u>	規定により読み替えて適用	される場合を含む。)」
<u></u>	この適用がある場合におけ	る第112条第4項の規定

改正後

<u>の適用については、同項中「第1項及び第2項」とあるのは、「第1項及び第2項(これらの規定が附則第19条第4項の規定により</u> 読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

7 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第112条第1	<u>7,500円</u>	6,000円
<u>項の表の第1</u>	29,500円	22,500円
<u>号</u>	8,500円	6,500円
	34,500円	26,000円
	<u>9,500円</u>	<u>7,500円</u>
	39,500円	30,000円
	13,800円	<u>10,500円</u>
	<u>45,000円</u>	34,000円
	<u>15,700円</u>	12,000円
	<u>51,000円</u>	38,500円
	17,900円	13,500円
	58,000円	43,500円

	改正前	
	20,500円	15,500円
	66,500円	50,000円
	23,600円	18,000円
	76,500円	57,500円
	27,200円	20,500円
	88,000円	66,000円
	40,700円	31,000円
	<u>111,000円</u>	<u>83,500円</u>
第112条第 2	6,500円	<u>5,000円</u>
<u>項の表の第2</u>	8,000円	<u>6,000円</u>
号	9,000円	<u>7,000円</u>
	11,500円	9,000円
	12,000円	<u>9,000円</u>
	16,000円	<u>12,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>11,500円</u>
	20,500円	<u>15,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>14,000円</u>
	25,500円	<u>19,500円</u>
	22,000円	16,500円
	30,000円	<u>22,500円</u>
	35,000円	<u>26,500円</u>
	29,500円	<u>22,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>30,500円</u>
	4,700円	3,500円

	改正前		改正後
	<u>6,300円</u>	<u>4,700円</u>	
	7,500円	6,000円	
	<u>10,200円</u>	8,000円	
	<u>15,100円</u>	11,500円	
	20,600円	<u>15,500円</u>	
第112条第1	<u>12,000円</u>	9,000円	
項の表の第 3	26,500円	20,000円	
<u>号</u>	33,000円	25,000円	
	<u>14,500円</u>	11,000円	
	32,000円	24,000円	
<u>_</u>	<u>41,000円</u>	31,000円	
	17,500円	<u>13,500円</u>	
	38,000円	<u>28,500円</u>	
	<u>49,000円</u>	37,000円	
	<u>20,000円</u>	<u>15,000円</u>	
	<u>44,000円</u>	33,000円	
	<u>57,000円</u>	43,000円	
	22,500円	17,000円	
	<u>50,500円</u>	38,000円	
	65,500円	<u>49,500円</u>	
	<u>25,500円</u>	19,500円	
	<u>74,000円</u>	<u>55,500円</u>	
	29,000円	22,000円	
	64,000円	48,000円	

	改正前		改正後
	83,000円	62,500円	
第112条第1	4,500円	3,500円	
<u>項の表の第4</u>	6,000円	4,500円	
号	3,900円	3,000円	
	<u>5,300円</u>	4,000円	
第112条第1	<u>12,000円</u>	9,000円	
項の表の第 5	7,400円	6,000円	
号	24,800円	19,000円	
	<u>13,100円</u>	<u>10,000円</u>	
	<u>8,400円</u>	6,500円	
	<u>6,500円</u>	<u>5,000円</u>	
	8,000円	<u>6,000円</u>	
	<u>13,800円</u>	<u>10,500円</u>	
	18,900円	14,500円	
	<u>15,000円</u>	<u>11,500円</u>	
	20,500円	15,500円	
	<u>18,500円</u>	14,000円	
	25,500円	<u>19,500円</u>	
	22,000円	16,500円	
	30,000円	22,500円	
	23,600円	18,000円	
	27,600円	21,000円	
	31,600円	24,000円	
	36,000円	27,000円	

	改正前	
	<u>40,800円</u>	31,000円
	46,400円	<u>35,000円</u>
	53,200円	40,000円
	61,200円	<u>46,000円</u>
	70,400円	53,000円
	88,800円	67,000円
	13,700円	<u>10,500円</u>
	18,800円	14,500円
	4,500円	3,500円
	6,000円	4,500円
第112条第2	3,700円	2,800円
<u>項の表</u>	5,200円	4,000円
	4,700円	3,500円
	6,300円	5,000円
	8,000円	6,000円

- 8 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の 適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年 度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成 28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 - (1) 略
 - (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める
- 4 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の 適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 - (1) 略
 - (2) 天然ガス自動車のうち、<u>道路運送車両法第41条の規定により</u> 平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が

改正前	改正後
窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定める	3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月 1
もの	<u>日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガ</u>
	スに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準
	<u>(第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。)</u>
	で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成21年天然
	<u>ガス車基準」という。)</u> に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量
	が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の 9
	を超えないもので施行規則で定めるもの
(3) 充電機能付電力併用自動車	(3) 充電機能付電力併用自動車 <u>(電力併用自動車のうち、動力源</u>
	<u>として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので</u>

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第 49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下こ の条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条 第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業 者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定める エネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消 費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において 適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平 成27年度基準エネルギー消費効率」という。) に100分の120を 乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率 (基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度に おいて適用されるべきものとして定められたものをいう。)以 上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41 条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものと して定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施 行規則で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出 許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で

施行規則で定めるものをいう。)

改正前	改正後
	定めるもの
(5) 略	(5) 略
略	略

9 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第112条第3項の規定の 適用については、同項中「第1項」とあるのは、「第1項(附則 第19条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」 とする。
- 6 第4項の規定の適用がある場合における第112条第4項の規定 の適用については、同項中「第1項及び第2項」とあるのは、「第 1項及び第2項(これらの規定が附則第19条第4項の規定により 読み替えて適用される場合を含む。)」とする。
- 7 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排 出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第112条第1	7,500円	4,000円
<u>項の表の第1</u>	29,500円	15,000円
<u>号</u>	<u>8,500円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>34,500円</u>	<u>17,500円</u>

改正前		改正後	
		9,500円	5,000円
		39,500円	<u>20,000円</u>
		13,800円	7,000円
		<u>45,000円</u>	22,500円
		<u>15,700円</u>	8,000円
		<u>51,000円</u>	<u>25,500円</u>
		17,900円	9,000円
		58,000円	29,000円
		20,500円	<u>10,500円</u>
		66,500円	33,500円
		23,600円	12,000円
		76,500円	38,500円
		27,200円	14,000円
		88,000円	44,000円
		<u>40,700円</u>	<u>20,500円</u>
		111,000円	<u>55,500円</u>
	第112条第1	<u>6,500円</u>	3,500円
	項の表の第2	<u>8,000円</u>	4,000円
	<u> </u> 号	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u> </u>	<u>11,500円</u>	6,000円
		12,000円	6,000円
		<u>16,000円</u>	8,000円
		<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
		20,500円	10,500円

改正前		改正後	
		<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>
		25,500円	13,000円
		22,000円	<u>11,000円</u>
		30,000円	15,000円
		<u>35,000円</u>	17,500円
		<u>29,500円</u>	15,000円
		<u>40,500円</u>	20,500円
		<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
		<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
		<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
		<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>
		<u>15,100円</u>	8,000円
		20,600円	<u>10,500円</u>
	第112条第 1	12,000円	6,000円
	<u>項の表の第3</u> 号	26,500円	13,500円
	 2	33,000円	<u>16,500円</u>
		14,500円	<u>7,500円</u>
		32,000円	<u>16,000円</u>
		41,000円	20,500円
		17,500円	9,000円
		38,000円	<u>19,000円</u>
		<u>49,000円</u>	24,500円
		20,000円	<u>10,000円</u>
		44,000円	22,000円

改正前		改正後	
		57,000円	28,500円
		22,500円	<u>11,500円</u>
		50,500円	25,500円
		65,500円	33,000円
		25,500円	13,000円
		<u>74,000円</u>	37,000円
		29,000円	14,500円
		64,000円	32,000円
		83,000円	41,500円
	第112条第 1	<u>4,500円</u>	2,500円
	<u>項の表の第 4</u>	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
	号	<u>3,900円</u>	2,000円
		<u>5,300円</u>	<u>3,000円</u>
	第112条第 1	12,000円	<u>6,000円</u>
	<u>項の表の第 5</u> 号	<u>7,400円</u>	4,000円
		24,800円	12,500円
		<u>13,100円</u>	7,000円
		<u>8,400円</u>	4,500円
		<u>6,500円</u>	3,500円
		<u>8,000円</u>	4,000円
		13,800円	7,000円
		<u>18,900円</u>	9,500円
		<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
		20,500円	10,500円

改正前		改正後	
		<u>18,500円</u>	9,500円
		<u>25,500円</u>	13,000円
		22,000円	11,000円
		30,000円	15,000円
		23,600円	12,000円
		27,600円	<u>14,000円</u>
		31,600円	<u>16,000円</u>
		36,000円	<u>18,000円</u>
		40,800円	20,500円
		46,400円	23,500円
		<u>53,200円</u>	<u>27,000円</u>
		<u>61,200円</u>	<u>31,000円</u>
		<u>70,400円</u>	<u>35,500円</u>
		88,800円	44,500円
		<u>13,700円</u>	<u>7,000円</u>
		<u>18,800円</u>	<u>9,500円</u>
		<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>
		<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
	第112条第 2	<u>3,700円</u>	<u>1,800円</u>
	項の表	<u>5,200円</u>	<u>2,600円</u>
		<u>4,700円</u>	<u>2,300円</u>
		<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
		8,000円	4,000円
10 第4項(第4号に係る部分に限る。)及び第7項の規定は、平			

改正前	改正後
成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則	
で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車	
であって、平成22年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー	
消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべ	
<u>きものとして定められたものをいう。)を算定する方法として施</u>	
<u>行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているも</u>	
のについて準用する。この場合において、第4項第4号中「平成	
27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基	
準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー」	
消費効率」と、「100分110」とあるのは「100分の138」と、第7	
項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22	
年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と	
<u>読み替えるものとする。</u>	
11 第4項(前項において読み替えて準用する場合に限る。)、第	<u>8</u> 前項の規定の適用がある場合における第112条第 3 項及び第 4
7項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)、第8項	項の規定の適用については、第5項及び第6項の規定を準用する。
<u>及び第9項</u> の規定の適用がある場合における第112条第3項及び	
第4項の規定の適用については、第5項及び第6項の規定を準用	
する。	

第2条 佐賀県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節~第5節 略	第1節~第5節 略
第6節 ゴルフ場利用税(第73条 <u>第90条</u>)	第 6 節 ゴルフ場利用税(第73条 <u>第101条</u>)

	1	
改正前	改正後	
第7節 自動車取得税(第91条 第101条)		
<u>第7節の2</u> 軽油引取税(第102条 第109条の24)	<u>第7節</u> 軽油引取税(第102条 第109条の24)	
第8節 自動車税(第110条 <u>第120条</u>)	第8節 自動車税(第110条 <u>第120条の2</u>)	
第 9 節 ~ 第11節 略	第9節~第11節 略	
第3章 略	第3章 略	
附則	附則	
(税目)	(税目)	
第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。	第3条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。	
(1) 普通税	(1) 普通税	
略	略	
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税	
<u>自動車取得税</u>		
軽油引取税	軽油引取税	
略	略	
(2) 略	(2) 略	
(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)	(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)	
第5条略	第5条略	
2 知事は、次の表の左欄に掲げる県税について、同表の右欄に掲	2 知事は、次の表の左欄に掲げる県税について、同表の右欄に掲	
げる事項を佐賀県税事務所長に委任する。	げる事項を佐賀県税事務所長に委任する。	
県民税(配当割及び株式等 徴収金の賦課徴収に関する事項	県民税(配当割及び株式等)徴収金の賦課徴収に関する事項	
譲渡所得割に限る。) 県税に係る過料の徴収に関する事	譲渡所得割に限る。) 県税に係る過料の徴収に関する事	
県たばこ税 項	県たばこ税 項 国 自動車税(環境性能割に限	
<u>ロ郵子外付化</u>	日劉宇代(境境住能制に限	
狩猟税	<u>3。 </u>	

改正前		
略		
自動車税	賦課徴収に関する申告書の受理 普通徴収(地方税法(昭和25年法 律第226号。以下「法」という。) 第150条第4項ただし書の規定に よるものに限る。)及び証紙徴収 の方法による徴収金の徴収に関す る事項	

3~5 略

(課税地)

第8条略

- 2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。
- (1) 略
- (2) 申告納付(地方消費税の譲渡割及び<u>自動車取得税</u>に係る申告 納付を除く。)に係る徴収金にあっては、申告納付すべき日に おける主たる事務所又は事業所の所在地
- (3)~(5) 略
- (6) 法第150条第4項ただし書の規定により普通徴収の方法若しくは第113条の2第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税又は第142条の7の規定による申告納付に係る自動車取得税の徴収金にあっては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条、第12条(自動車の使用の本拠の位置が一の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。以下同じ。)若しくは第13条の規定による登録の申請、同法第67条の規定による自動車検査証の記入の申請又は同法第97条の3の規定による届出をする地方運輸局運輸支局の所在地

改正後

略

自動車税(種別割に限る。)

賦課徴収に関する申告書の受理 普通徴収(地方税法(昭和25年法 律第226号。以下「法」という。) 第177条の10第4項ただし書の規 定によるものに限る。)及び証紙 徴収の方法による徴収金の徴収に 関する事項

3~5 略

(課税地)

第8条 略

- 2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。
- (1) 略
- (2) 申告納付(地方消費税の譲渡割及び<u>自動車税の環境性能割</u>に 係る申告納付を除く。)に係る徴収金にあっては、申告納付す べき日における主たる事務所又は事業所の所在地
- (3)~(5) 略
- (6) 法第177条の10第4項ただし書の規定により普通徴収の方法 若しくは第113条の2第3項の規定により証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は第111条の5の規定による申告納付に係る自動車税の環境性能割の徴収金にあっては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条、第12条(自動車の使用の本拠の位置が一の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。以下同じ。)若しくは第13条の規定による登録の申請、同法第67条の規定による自動車検査証の記入の申請又は同法第97条の3の規定による届出をする地方運輸局運輸支局の

- (7) 法<u>第129条</u>の規定による更正又は決定に係る<u>自動車取得税</u>の 徴収金にあっては、申告納付すべき日における当該<u>自動車取得</u> 税に係る自動車の主たる定置場の所在地
- (8) 略
- 3 略

(県税の納税管理人)

第28条 県税(個人の県民税、利子等、特定配当等及び特定株式等 譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場 利用税、自動車取得税、軽油引取税並びに狩猟税を除く。)の納 税義務者及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住所、 居所、事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これに類す る施設(「寮等」という。以下県民税について同じ。)を有しな い場合又は有しなくなった場合においては、納税に関する一切の 事項を処理させるため、課税地を所管する県税事務所の所管区域 内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納 税管理人を定め、これを定める必要が生じた日(以下本項におい て「発生日」という。)から10日以内に納税管理人申告書を知事 に提出し、又は当該区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所 を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税 管理人として定めることについて発生日から10日以内に知事に納 税管理人承認申請書を提出してその承認を受けなければならな い。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告 をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合において も、また、同様とする。

2 略

(法人税割の税率)

改正後

所在地

- (7) 法<u>第168条</u>の規定による更正又は決定に係る<u>自動車税の環境</u> 性能割の徴収金にあっては、申告納付すべき日における当該<u>自</u> 動車税の環境性能割に係る自動車の主たる定置場の所在地
- (8) 略
- 3 略

(県税の納税管理人)

第28条 県税(個人の県民税、利子等、特定配当等及び特定株式等 譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場 利用税、軽油引取税、自動車税の環境性能割並びに狩猟税を除く。) の納税義務者及びゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、県内に住 所、居所、事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これに 類する施設(「寮等」という。以下県民税について同じ。)を有 しない場合又は有しなくなった場合においては、納税に関する一 切の事項を処理させるため、課税地を所管する県税事務所の所管 区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちか ら納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日(以下本項に おいて「発生日」という。)から10日以内に納税管理人申告書を 知事に提出し、又は当該区域外に住所、居所、事務所若しくは事 業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを 納税管理人として定めることについて発生日から10日以内に知事 に納税管理人承認申請書を提出してその承認を受けなければなら ない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申 告をした事項又は承認を受けた事項に異動を生じた場合において も、また、同様とする。

2 略

(法人税割の税率)

改正前	改正後
第40条 法人税割の税率は、100分の3.2とする。	第40条 法人税割の税率は、100分の1とする。
<u>第55条 削除</u>	
(個人の事業税の減免)	(個人の事業税の減免)
<u>第56条</u> 略	<u>第55条</u> 略
	<u>(法人の事業税の市町に対する交付)</u>
	第56条 県は、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、
	県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額
	に施行令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成19年法律第53
	号)第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に
	<u>公表された結果による各市町の従業者数であん分して得た額を交</u>
	<u>付するものとする。</u>

第56条の11中「(平成19年法律第53号)」を削る。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第84条から <u>第90条</u> まで 削除	第84条から <u>第101条</u> まで 削除
<u>第7節 自動車取得税</u>	
(自動車取得税の納税義務者等)	
第91条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得	
<u>者に課する。</u>	
2 前項の自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第	
2条第2項に規定する自動車(自動車に付加して一体となってい	
<u>る物として施行令で定めるものを含む。)をいい、同法第3条の</u>	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び	
軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除く	
ものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造によ る自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得そ	

改正前	改正後
-----	-----

<u>の他施行令で定める自動車の取得を含まないものとする。</u> (自動車取得税のみなす課税)

- 第92条 前条第1項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があった ときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新 たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を 課する。
- 3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第2項の施行令で定 める自動車の取得をした者(以下この条において「販売業者等」 という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のた めその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をい う。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得し た自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当 該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用 に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供すること を自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、 自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、 当該自動車について道路運送車両法第7条の規定による登録を受 けたとき(当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買 がされたときを除く。)、同法第60条の規定による自動車検査証 の交付を受けたとき(同法第59条第1項に規定する検査対象軽自 動車に係る場合に限る。)又は同法第97条の3の規定による届出 をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出

改正前	改正後
を当該運行の用に供することとみなす。	
4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込ん	
で運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供するこ	
<u>とを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車</u>	
<u>の取得者とみなして、自動車取得税を課する。</u>	
(自動車取得税の課税標準)	
第93条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。	
2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当	
該自動車の通常の取引価額として施行規則で定めるところにより	
算定した金額(以下この条において「通常の取引価額」という。)	
を前項の取得価額とみなす。	
<u>(1) 無償でされた自動車の取得</u>	
(2) 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者	
と特殊の関係のある者で施行令に定めるものである場合その他	
特別の事情がある場合における自動車の取得で施行令で定める	
(3) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第553条の	
<u>負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法</u> 第1002条第1項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転とし	
第1002宗第「頃の負担的遺贈を占む。)にはる別屋の移転とし てされた場合における自動車の取得	
(4) 前条第3項又は第4項の規定により自動車の取得があった	
ものとみなされる場合における当該自動車の取得	
(自動車取得税の税率)	
第94条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。	
(自動車取得税の免税点)	
The state of the s	
第95条 自動車の取得価額が15万円以下である自動車の取得に対し	

改正前	改正後
ては、自動車取得税を課さない。	
(自動車取得税の徴収の方法)	
第96条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。	
(自動車取得税の申告納付)	
第97条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の	
取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則	
で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を	
<u>納付しなければならない。</u>	
(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定	
による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法	
第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取	
得 当該登録、検査又は届出の時	
(2) 道路運送車両法第13条の規定により登録を受けるべき自動 車の取得 当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経	
過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)	
(3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両	
法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき	
自動車の取得又は施行規則で定める自動車の取得 当該記入を	
受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に	
当該記入を受けたときは、当該記入の時)又は施行規則で定め	
<u>る日</u>	
(4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の	
取得の日から15日を経過する日	
2 自動車取得税の納税義務者は、前項又は法第123条の規定により	
自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以	
下この条において同じ。)を納付する場合においては、証紙代金	
収納計器により当該自動車取得税額に相当する金額が表示された	

改正前	改正後
申告書又は修正申告書を知事に提出しなければならない。	
3 自動車取得税の納税義務者は、知事が特別の事情があると認め	
たときは、前項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当	
<u>する現金を納付することができる。</u>	
4 第2項に規定する証紙代金収納計器による自動車取得税額に相	
当する金額の表示の方法その他証紙代金収納計器による自動車取	
得税の徴収について必要な事項は、規則で定める。 (つまま 四角 (4 の 4 1 年)	
<u>(自動車取得税の報告)</u>	
第98条 自動車の取得をした者は、その取得価額が15万円以下であ	
る場合又は当該自動車の取得が法第115条第2項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条第1項各号に掲げる自動	
事の取得である場合においては、前宗第十項目号に関わる自動 車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、施行	
規則で定める報告書を知事に提出しなければならない。この場合	
<u>においては、前条第1項後段の規定を準用する。</u>	
(自動車取得税に係る不申告に関する過料)	
第98条の2 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて第97	
条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出	
期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万	
円以下の過料を科する。	
<u>(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の</u>	
<u>免除等)</u>	
第99条 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場	
合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により、	
<u>り当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の</u> 設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡	
担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自	
<u> 動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</u>	
	I e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

改正前	改正後

- 2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定 の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認め るときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動 車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。
- 3 前項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶 予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に 対応する部分の金額を免除する。
- 4 知事は、第2項の規定により徴収の猶予をした場合において、 当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第1項の規定の適用 がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さ なければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消され た者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収 金を納付しなければならない。
- 5 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動 車取得税について第1項の規定の適用があることとなったとき は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付す る。
- 6 知事は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付す る場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるとき は、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。
- 7 第 2 項の申告及び第 5 項の申請は、それぞれ規則で定める申告 書及び申請書により、これをしなければならない。
 - <u>(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務</u> の免除)
- 第100条 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車 の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定 めるものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動

改正前
車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、
当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されている
ときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納
付されていないときはその納付の義務を免除する。
2 前項の申請は、規則で定める申請書により、これをしなければ
<u>ならない。</u>
3 前条第6項の規定は、第1項の規定により自動車取得税額を還
付する場合について準用する。
<u>(自動車取得税の減免)</u>
第101条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対
しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税
を減免する。ただし、第4号及び第5号に該当する場合の自動車
取得税の減免額は、当該自動車の取得価額のうち身体に障害があ
る者で歩行が困難なもの(以下「身体障害者」という。)若しく
は精神に障害がある者で歩行が困難なもの(以下「精神障害者」
<u>という。)の利用に供するための構造変更又は身体障害者若しく</u>
は精神障害者(以下「身体障害者等」という。)が運転するため
の構造変更に要した金額に当該自動車の取得に係る自動車取得税
<u>の税率を乗じて得た額に相当する額とする。</u>
(1) 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動

- (1) 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動 車に係る自動車の取得
- (2) 身体障害者等又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車

改正前	改正後
<u>の取得を含む。)で知事が必要があると認めるもの</u>	
(3) 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認め	
られる自動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認める	
<u>もの</u>	
(4) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められ	
<u>る自動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認めるもの</u>	
(5) 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自	
<u>動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認めるもの</u>	
2 前項の申請は、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を	
<u>証明する書類を添付して、これをしなければならない。</u>	
3 第1項第2号の規定により自動車取得税の減免を受けようとす	
る者は、前項の申請書を提出する際に、運転免許証及び規則で定	
<u>める書類を提示しなければならない。</u>	
<u>第7節の2</u> 略	<u>第7節</u> 略
(自動車税の納税義務者等)	(自動車税の納税義務者等)
第110条 自動車税は、自動車(軽自動車税の課税客体である自動車	第110条 自動車税は、自動車に対し、 <u>当該自動車の取得者に環境性</u>
及び施行令第44条に規定する自動車を除く。以下自動車税におい	<u>能割によって、当該自動車の</u> 所有者に <u>種別割によって、それぞれ</u>
<u>て同じ。)</u> に対し、 <u>その</u> 所有者に課する。	課する。
2 自動車の売買があった場合において、売主が当該自動車の所有	2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得
権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、買主	した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売
<u>を当該自動車の所有者とみなす。</u>	業者その他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行を
	<u>いう。次条第3項及び第4項において同じ。)以外の目的に供す</u> るために自動車を取得した者として施行令で定めるものを含まな
	<u>るために自動車を取得した有として爬行ってためるものを含まな</u> いものとする。
 3 自動車の所有者が法第146条第1項の規定によって自動車税を	3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課す
ますることができない者である場合においては、第1項の規定に	ることができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、
	SCOURCE COSTA CONTROL OF THE CONTROL OF THE CONTROL OF THE COSTA OSTA OF THE COSTA

Γ	
改正前	改正後
改正前 かかわらず、 <u>その</u> 使用者に <u>対して、自動車税</u> を課する。ただし、公用又は公共の用に供する <u>もの</u> については、この限りでない。	当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。 (自動車税のみなす課税) 第110条の2 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。 3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第2項の施行令で定める自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者と
	みなして、環境性能割を課する。 4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行 地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行 の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課す る。
 (自動車税の課税免除)	<u>~。</u> (自動車税の課税免除)
(日勤年代の詠代光际) 第111条 略	(日勤年代の味代先际) 第111条 略
 	
	(環境性能割の課税標準)

改正前	改正後
[文正則	
	第111条の2 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常
	要する価額として施行規則で定めるところにより算定した金額
	<u>(第111条の4において「通常の取得価額」という。)とする。</u>
	(環境性能割の税率)
	第111条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項に
	おいて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の
	規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の
	税率は、100分の1とする。
	(1) 次に掲げるガソリン自動車(法第149条第 1 項第 4 号のガソ
	<u>リン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)</u>
	ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で
	<u>定めるもの</u>
	(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準(法第149条第1項第4
	号イ(1)の平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この
	条及び附則第19条において同じ。)に適合すること。
	(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準
	に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
	<u>(ウ) エネルギー消費効率(法第145条第1項第4号のエネル</u>
	ギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において
	同じ。)が平成32年度基準エネルギー消費効率(法第149条
	第1項第4号イ(3)の平成32年度基準エネルギー消費効率
	をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)以上
	<u>であること。</u>
	<u>イ</u> 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次の
	<u>いずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u>
	(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

改正前	
LX III HI	,,
	(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準
	<u>に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u>
	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	効率(法第149条第1項第4号口(3)の平成27年度基準エネ
	ルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条におい
	<u> て同じ。)に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</u>
	ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ
	<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>
	<u>もの</u>
	(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
	(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準
	に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
	工 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ
	<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>
	<u>もの</u>
	(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
	(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準
	に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
	(2) 次に掲げる軽油自動車(法第149条第1項第5号の軽油自動
	車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)
	ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ
	クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める
	V CO O C WELL WAS CALLED TO COLUMN TO CALLED T

改正前	改正後
改正前	きの (ア) 平成21年軽油軽中量車基準(法第149条第1項第5号イの平成21年軽油軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)に適合すること。 (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。 (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。 イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。 (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。 ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (ア) 平成28年軽油重量車基準(法第149条第1項第5号二(1)の平成28年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合すること。 (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	<u>効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u> エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次
	のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重

改正前	改正後
	量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の
	<u>9を超えないこと。</u>
	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	<u>効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u>
	オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次
	のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
	(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
	(1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費 効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
	<u>効率に100分の110を乗りて待た数値以上であること。</u> 2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項において
	<u>2 </u>
	対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。
	(1) 次に掲げるガソリン自動車
	ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラ
	ックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定め
	<u>るもの</u>
	<u>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u>
	(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準
	に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
	イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める
	りのうち、次のいすれたも該当するもので施行規則で走める。 もの
	<u>3~</u> (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
	(1) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準
	(1) 至系酸化物の排出重か平成1/年カソリン軽甲重車基準

74-7-24	
改正前	改正後
	に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	<u>効率以上であること。</u>
	ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ
	<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>
	<u>もの</u>
	(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
	(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準
	に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	<u>効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u>
	(2) 次に掲げる軽油自動車
	ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ
	<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>
	<u>もの</u>
	<u>(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。</u>
	(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽
	中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分
	の9を超えないこと。
	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	効率以上であること。
	イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ
	<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>
	<u>もの</u>
	(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
	(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費

改正前	改正後
	効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
	ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次
	のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
	(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
	(1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	<u>効率以上であること。</u>
	エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次
	<u>のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u>
	(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
	(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重
	量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の
	<u>9を超えないこと。</u>
	(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	<u>効率以上であること。</u>
	オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次
	<u>のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u>
	(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
	(1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費
	<u>効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u>
	3 法第149条第1項及び前2項(これらの規定を次項において準用
	する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に
	対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。
	4 第1項(第1号ア及びイに係る部分に限る。)及び第2項(第 1号アに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルギ
	- <u>1 号とに係る部分に限る。)の規定は、平成22年度基準エネルキ</u> -消費効率算定自動車(法第149条第 2 項の平成22年度基準エネル
	一月夏効学昇に自動車(広第149宗第2頃の千成22千度 <u>泰学エネル</u> ギー消費効率算定自動車をいう。)について準用する。この場合

改正前			改正後	
	- 1	において、次の	表の左欄に掲げる規定	空中同表の中欄に掲げる字句
	1	は、それぞれ同	表の右欄に掲げる字句	<u>に読み替えるものとする。</u>
		第1項第1号	平成32年度基準エネ	法第149条第2項に規定す
		ア(ウ)	ルギー消費効率	る基準エネルギー消費効
				率であって平成22年度以
				<u>降の各年度において適用</u>
				されるべきものとして定
				<u> められたもの(以下この号</u>
				<u> 及び次項第1号ア(ウ)にお</u>
				いて「平成22年度基準エネ
				ルギー消費効率」という。)
				に100分の150を乗じて得
				た数値
		<u>第1項第1号</u>	平成27年度基準エネ	平成22年度基準エネルギ
		<u>イ (ウ)</u>	<u>ルギー消費効率に</u>	-消費効率に100分の144
			<u>100分の115</u>	
		第2項第1号	平成27年度基準エネ	平成22年度基準エネルギ
		<u>ア(ウ)</u>	<u>ルギー消費効率に</u>	<u>ー消費効率に100分の138</u>
			<u>100分の110</u>	
		(環境性能割の	<u>免税点)</u>	
	第	111条の4 通常	常の取得価額が50万円	以下である自動車に対して
		は、環境性能割		
	(環境性能割の徴収の方法)			
	第111条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によ			
	る。			
	_	ン。 (環境性能割の	中生幼分)	
	_	(垠児性肥刮の	<u> </u>	

Г	т —
改正前	改正後
	第111条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車
	の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定
	める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他
	必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申
	告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
	(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
	(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下こ
	の号、第114条及び第117条第2項において「移転登録」という。)
	を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった
	日から15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたと
	きは、当該移転登録の時)
	(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67
	条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日
	<u> </u>
	(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の
	日から15日を経過する日
	2 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。以下この項
	において同じ。)は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に
	定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、当該自動
	車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告
	書を知事に提出しなければならない。_
	(環境性能割の納付の方法)
	第111条の7 環境性能割の納税義務者は、前条又は法第161条の規
	定により環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。
	<u>以下この条において同じ。)を納付する場合においては、証紙代</u>
	金収納計器により当該環境性能割額に相当する金額が表示された

7L - 7-24	7L-T/4
改正前	改正後
	<u>申告書又は修正申告書を知事に提出しなければならない。</u>
	2 環境性能割の納税義務者は、知事が特別の事情があると認めた
	ときは、前項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する
	現金を納付することができる。
	3 第1項に規定する証紙代金収納計器による環境性能割額に相当
	する金額の表示の方法その他証紙代金収納計器による環境性能割
	<u>の徴収について必要な事項は、規則で定める。</u>
	<u>(環境性能割の報告)</u>
	第111条の8 自動車の取得をした者は、その取得価額が50万円以下
	である場合又は当該自動車の取得が法第150条に掲げる自動車の
	取得である場合においては、第111条の6第1項各号に掲げる自動
	車の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、施行規則で
	<u>定める報告書を知事に提出しなければならない。この場合におい</u>
	<u>ては、同項後段の規定を準用する。</u>
	(環境性能割に係る不申告に関する過料)
	第111条の9 環境性能割の納税義務者が第111条の6の規定により
	申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又
	<u>は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料</u>
	<u>を科する。</u>
	<u>(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)</u>
	第111条の10 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得を
	した場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消
	滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保
	財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権
	者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金
	<u>に係る納税義務を免除する。</u>
	2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の

改正前	改正後
	適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認める
	ときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車
	に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。
	3 前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予
	がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した
	<u>期間に対応する部分の金額を免除する。</u>
	4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、
	当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用が
	ないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さな
	ければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された
	者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を
	<u>納付しなければならない。</u>
	5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性
	<u>能割について第1項の規定の適用があることとなったときは、知</u>
	事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付
	<u>する。</u>
	6 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する
	場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があると
	<u>きは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。</u>
	7 第2項の申告及び第5項の申請は、それぞれ規則で定める申告
	<u>書及び申請書により、これをしなければならない。</u>
	(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等)
	第111条の11 自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この
	項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当
	該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行
	規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から 1 月以内に
	当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動
•	•

改正前	改正後
(自動車税の税率)	車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。 2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割に相当する額を還付する。 3 前項の申請は、規則で定める申請書により、これをしなければならない。 4 前条第6項の規定は、第1項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。(環境性能割の市町に対する交付) 第111条の12 県は、県に納付された環境性能割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の100分の65に相当する額を、施行令で定める率を乗じて得た額の100分の65に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道(当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。)の延長及び面積にあん分して交付するものとする。 2 前項の道路の延長及び面積は、施行規則で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して、施行規則で定めるところにより補正することができる。(種別割の税率)
第112条 <u>自動車税</u> の税率は、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に 応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。	第112条 <u>種別割</u> の税率は、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。
税率(年額) 自動車の区分 営業用 自家用	税率(年額) 自動車の区分 営業用 自家用
1・2 略	1・2 略

改正前			改正後								
3	バス	乗車定員が30人 以下のもの	一般乗合用の もの(道に) もの(道に) をはままます。 もの(道に) をはまままます。 ものでは、 はいままます。 はいままます。 はいままます。 はいままます。 はいままます。 はいままます。 はいままます。 はいままます。 はいままます。 はいまままます。 はいまままます。 はいまままます。 はいままままます。 はいままままます。 はいままままままます。 はいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	その他	略	3	バス	乗車定員が30人 以下のもの	一般乗合用バ 乙(道昭和26年 法律第183号) 第5条第1項 第3号に規定 する路線に供 するバス する。)	その他	略
略						略					
4・5 略			4・5 略								

2 略

3 第1項の表の第3号中自家用のバスのうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスに係る自動車税の税率は、第1項の表の第3号に規定する一般乗合用のものに係る自動車税の税率によるものとする。

4 瞬

2 略

3 第1項の表の第3号中自家用のバスのうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスに係る種別割の税率は、第1項の表の第3号に規定する一般乗合用バスに係る種別割の税率によるものとする。

4 略

3 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法に

より徴収するものの納期は、知事が納税通知書に定めた期日とす

第113条 自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

(種別割の納期)

第113条 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

2 略

3 賦課期日後に納税義務が発生した<u>種別割</u>で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、知事が納税通知書に定めた期日とする。

改正後

(自動車税の徴収の方法)

(自動車税の納期)

る。

第113条の2 自動車税の徴収は、普通徴収の方法による。

- 2 <u>自動車税</u>の普通徴収の方法によって徴収する場合においては、 納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付 するものとする。
- 3 <u>道路運送車両法第7条の規定による登録</u>の申請があった自動車 について法<u>第150条第1項</u>の規定により課する<u>自動車税</u>の徴収に ついては、<u>同項の</u>賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が 発生した場合に限り、第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の方 法による。
- 4 <u>自動車税</u>の納税義務者は、前項の規定によって<u>自動車税</u>を納付する場合においては、証紙代金収納計器により<u>当該自動車税額</u>に相当する金額が表示された法<u>第152条第1項</u>の規定による申告書を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、特別の事情があると認めるときは、<u>自動車税額</u>に相当する現金の納付を受けた後法<u>第152条第1項</u>の規定による申告書に納税済印を押すことによって<u>自動車税</u>を払い込ませることができる。
- 6 法<u>第152条第1項</u>の規定による申告書の提出がなかったことにより、第3項の規定<u>によって自動車税</u>を証紙徴収の方法によって

(種別割の徴収の方法)

第113条の2 種別割の徴収は、普通徴収の方法による。

- 2 <u>種別割</u>の普通徴収の方法によって徴収する場合においては、納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付するものとする。
- 3 新規登録の申請があった自動車について法<u>第177条の10第1項</u>の規定により課する<u>種別割</u>の徴収については、賦課期日後翌年2 月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第1項の規定 にかかわらず、証紙徴収の方法による。
- 4 種別割の納税義務者は、前項の規定によって種別割を納付する場合においては、証紙代金収納計器により当該種別割額に相当する金額が表示された法第177条の13第1項の規定による申告書を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、特別の事情があると認めるときは、<u>種別割額</u>に相当する現金の納付を受けた後法<u>第177条の13第1項</u>の規定による申告書に納税済印を押すことによって<u>種別割</u>を払い込ませることができる。
- 6 法<u>第177条の13第1項</u>の規定による申告書の提出がなかったことにより、第3項の規定<u>により種別割</u>を証紙徴収の方法によって

徴収することができない場合<u>においては</u>、当該<u>自動車税</u>の徴収については、普通徴収の方法による。

7 第4項に規定する証紙代金収納計器による<u>自動車税額</u>に相当する金額の表示の方法その他証紙代金収納計器による<u>自動車税</u>の徴収について必要な事項は、規則で定める。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第113条の3 <u>自動車税</u>の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して<u>道路運送車両法第7条の規定による登録</u>の申請及び次条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第3項から第5項までの規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収するものとする。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第114条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(7日を経過する日までの間に<u>道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録</u>の申請をするときは、その申請をした際)に申告書を施行規則の定めるところにより知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 法<u>第145条第3項</u>の使用者となったとき、又は使用者でなくなったとき。

(6) 略

2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に<u>道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登</u>

改正後

徴収することができない場合<u>には</u>、当該<u>種別割</u>の徴収については、 普通徴収の方法による。

7 第4項に規定する証紙代金収納計器による<u>種別割</u>に相当する金額の表示の方法その他証紙代金収納計器による<u>種別割</u>の徴収について必要な事項は、規則で定める。

(種別割の徴収の方法の特例)

第113条の3 種別割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請及び次条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第3項から第5項までの規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則で定める方法により徴収するものとする。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第114条 <u>種別割</u>の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(7日を経過する日までの間に<u>新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録</u>の申請をするときは、その申請をした際)に申告書を施行規則の定めるところにより知事に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 法<u>第146条第3項</u>の使用者となったとき、又は使用者でなく なったとき。
- (6) 略
- 2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登

<u>録</u>の申請をするときは、その申請をした際に申告書を施行規則の 定めるところにより改めて知事に提出しなければならない。

3 <u>自動車税</u>の納税義務者が前2項の規定により申告書を提出した 後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の 例により申告書を知事に提出しなければならない。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告)

第114条の2 <u>第110条第2項</u>に規定する自動車の売主は、知事から 当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として 請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求の あった日から15日以内に知事に対し、次の各号に掲げる事項を報 告しなければならない。

(1)~(6) 略

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第115条 <u>自動車税</u>の納税義務者又は<u>第110条第2項</u>に規定する自動車の売主が前2条の規定<u>によって</u>申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告しなかった場合<u>においては</u>、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(自動車の売主の第二次納税義務に係る<u>自動車税</u>の納付義務の免除)

第116条 知事は、<u>第110条第2項</u>に規定する自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなったと認められるときは、当該受け取ることができなくなったと認められる額を限度として、当該自動車の売主の法第11条の9第1項の規定による第二次納税義務に係る<u>自動車税</u>の徴収金の納付の義務を免除する。

改正後

<u>録又は移転登録</u>の申請をするときは、その申請をした際に申告書 を施行規則の定めるところにより改めて知事に提出しなければな らない。

3 種別割の納税義務者が前2項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告)

第114条の2 <u>第110条の2第1項</u>に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に知事に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)~(6) 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第115条 種別割の納税義務者又は第110条の2第1項に規定する自動車の売主が前2条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

(自動車の売主の第二次納税義務に係る種別割の納付義務の免除)

第116条 知事は、<u>第110条の2第1項</u>に規定する自動車の所在及び 買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車の売 主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ること ができなくなったと認められるときは、当該受け取ることができ なくなったと認められるときは、当該自動車の売主の法 第11条の9第1項の規定による第二次納税義務に係る<u>種別割</u>の徴 収金の納付の義務を免除する。

2 前項の規定は、<u>第110条第2項</u>に規定する自動車の売主から同項 の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実である と認められるときに限り、適用する。

(自動車税の減免)

- 第117条 知事は、身体障害者等が所有する自動車(身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、自動車税を減免することができる。

改正後

2 前項の規定は、<u>第110条の2第1項</u>に規定する自動車の売主から 同項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実で あると認められるときに限り、適用する。

(種別割の減免)

- 第117条 知事は、身体障害者等が所有する自動車(身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者等、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、種別割を減免することができる。
- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通 徴収の方法によって徴収されるものにあっては納期限の日(法<u>第</u> 177条の8に規定する賦課期日(<u>移転登録</u>の申請があった場合は、 当該登録があった日)後において当該減免の対象となったものそ の他知事が認めるものについては、当該賦課期日の属する年度の 2月末日)までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあっては当該証紙徴収の方法によって税金を納付することとされている際(納付後において当該減免の対象となったものその他知事が認めるものについては、当該納付した日の属する年度の2月末日まで)に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出するとともに、道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体 管害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する有 運転免許証(以下この項及び第142条の11第3項において「運転免

第142条の11第3項において「運転免許証」という。)及び規則で 定める書類を提示しなければならない。

(1)~(6) 略

- 3 知事は、前2項の規定により自動車税の減免を受けた自動車を 当該申請者が所有する間、当該申請に係る年度以降においても前 項の申請があったものとみなして第1項の規定を適用することが できる。
- 4 第1項の規定によって自動車税の減免を受けた者は、その事由 が止んだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければ ならない。
- 第118条 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのも のと認められる自動車で必要があると認めるものに対しては、自 動車税を減免することができる。
- 2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普 通徴収の方法によって徴収されるものにあっては納期限前7日ま でに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあっては当該証 紙徴収の方法によって税金を払い込むこととされている際に、規 則で定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証明する 書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 第119条 知事は、地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一 般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が所有する一般乗合用の バスのうち、当該補助に係るバス路線又は廃止されたバス路線に 代わる路線において運行の用に供するもので、規則で定めるとこ ろにより知事が指定したものに対しては、種別割を減免すること ができる。

改正後

許証」という。)及び規則で定める書類を提示しなければならな ll.

(1)~(6) 略

- 3 知事は、前2項の規定により種別割の減免を受けた自動車を当 該申請者が所有する間、当該申請に係る年度以降においても前項 の申請があったものとみなして第1項の規定を適用することがで きる。
- 4 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が 止んだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければな らない。
- 第118条 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのも のと認められる自動車で必要があると認めるものに対しては、種 別割を減免することができる。
- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通 徴収の方法によって徴収されるものにあっては納期限前7日まで に、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあっては当該証紙 徴収の方法によって税金を払い込むこととされている際に、規則 で定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証明する書 類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 略

- 第119条 知事は、地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一 般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が所有する一般乗合用の バスのうち、当該補助に係るバス路線又は廃止されたバス路線に 代わる路線において運行の用に供するもので、規則で定めるとこ ろにより知事が指定したものに対しては、種別割を減免すること ができる。
- 2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、納 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期

期限前7日までに、規則で定める様式による申請書に減免を必要 とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければな らない。

- 第119条の2 知事は、天災その他の災害により自己の所有に係る自 動車につき損害を受け、相当の修繕費(保険金又は損害賠償金に より補てんされるべき金額を除く。)の支出を要すると認められ る者に対しては、当該損害の程度に応じ、自動車税(当該災害が 発生した日の属する年度分に限る。)を減免することができる。
- 2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、次 に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事 由を証明する書類、修繕費として支出した金額の明細を証明する 書類及び保険金又は損害賠償金により補てんされるべき金額を証 明する書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - (1) 略
- (2) 自動車の登録番号、車台番号、自動車税額その他減免を受け ようとする自動車であることを特定するために必要な事項とし て規則で定める事項
- (3) 略

(自動車税に係る証明書の交付)

第120条 知事は、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する書面 の交付の申請を受けた場合において、当該申請に係る自動車の所 有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納してい ることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、 規則の定めるところによって、その旨を証する証明書を当該申請 をした者に交付するものとする。

(自動車税に係る督促)

第120条の 2 納税者が納期限までに自動車税に係る徴収金を完納|第120条の 2 納税者が納期限までに種別割に係る徴収金を完納し

改正後

限前7日までに、規則で定める様式による申請書に減免を必要と する理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければなら ない。

- 第119条の2 知事は、天災その他の災害により自己の所有に係る自 動車につき損害を受け、相当の修繕費(保険金又は損害賠償金に より補てんされるべき金額を除く。)の支出を要すると認められ る者に対しては、当該損害の程度に応じ、種別割(当該災害が発 生した日の属する年度分に限る。)を減免することができる。
- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、次に 掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由 を証明する書類、修繕費として支出した金額の明細を証明する書 類及び保険金又は損害賠償金により補てんされるべき金額を証明 する書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 自動車の登録番号、車台番号、種別割額その他減免を受けよ うとする自動車であることを特定するために必要な事項として 規則で定める事項
 - (3) 略

(種別割に係る証明書の交付)

第120条 知事は、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する書面 の交付の申請を受けた場合において、当該申請に係る自動車の所 有者が現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納している ことが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規 則の定めるところによって、その旨を証する証明書を当該申請を した者に交付するものとする。

(種別割に係る督促)

- L	_	
ᅺ	ı٢	- 日11

改正後

しない場合においては、徴税吏員は、当該納期限後50日以内に督 促状を発しなければならない。ただし、法第13条の2の規定によ り繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

附即

第14条の3 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度(法第72 条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人の事 業税についての第49条及び前条の規定の適用については、第49条 第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」 と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」 とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」と あるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の 4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」 と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」 とあるのは「100分の6.7」と、同条第2項中「100分の1.3」とあ るのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」 とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあ るのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるの は「100分の6.7」と、前条中「第49条第1項第2号」とあるのは 「次条の規定により読み替えられた第49条第1項第2号」と、「100 分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるの は「100分の5.5」とする。

(法附則第12条の2の2第1項の一般乗合用のバス)

第18条 法附則第12条の2の2第1項に規定する地域住民の生活に | 第18条及び第18条の2 削除 必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になって いるものの運行の用に供する一般乗合用のバスは、国土交通大臣 が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて 取得した一般乗合用のバスで、平均乗車密度に1日当たりの運行

ない場合においては、徴税吏員は、当該納期限後50日以内に督促 状を発しなければならない。ただし、法第13条の2の規定により 繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

附 則

改正前	改正後
回数を乗じて得た数値が15以上150以下であり、かつ、知事が地域	
<u>住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供され</u>	
<u>るものとする。</u>	
(自動車取得税の税率の特例)	
第18条の2 営業用の自動車(第91条第1項の自動車をいう。以下	
この条から附則第18条の2の3までにおいて同じ。)で軽自動車	
(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。以下この項において	
同じ。)以外のもの及び軽自動車の取得に対して課する自動車取	
得税の税率は、第94条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2	
<u>とする。</u>	
2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(法附則第12条の2の2	
第2項の新規登録等をいう。以下この条及び附則第18条の2の3	
<u>において同じ。)を受けるものの取得(附則第18条の2の3第6</u>	
項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除	
く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29	
年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定に	
<u>かかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものと</u> した場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20	
を乗じて得た率とする。	
(1) 次に掲げるガソリン自動車(法附則第12条の2の2第2項第	
4号のガソリン自動車をいう。以下この条において同じ。)	
ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で	
定めるもの	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準(法附則第12条の2の2)	
第2項第4号イ(1)の平成17年ガソリン軽中量車基準をい	
う。以下この条において同じ。)に適合すること。	

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準

改正前	改正後
に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率 (法附則第12条の 2 の 2 第 2 項第 4	
号イ(3)のエネルギー消費効率をいう。以下この条において	
同じ。)が平成32年度基準エネルギー消費効率(同号イ(3)	
<u>の平成32年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条</u>	
<u> 及び附則第18条の2の3において同じ。)に100分の110を</u>	
<u>乗じて得た数値以上であること。</u>	
イ 車両総重量(法附則第12条の2の2第2項第2号に規定す	
る車両総重量をいう。以下この条及び附則第18条の2の3に	
<u>おいて同じ。)が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次</u>	
<u>のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u>	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
<u>に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u>	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率(法附則第12条の2の2第2項第4号口(3)の平成27年	
<u>度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第</u>	
<u>18条の2の3において同じ。)に100分の120を乗じて得た</u>	
数値以上であること。	
ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ	
<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>	
<u>もの</u>	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。	

改正前	改正後
エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ	
<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>	
<u>もの</u>	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(1) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。	
(2) 次に掲げる軽油自動車(法附則第12条の2の2第2項第5号	
<u>の軽油自動車をいう。以下この条において同じ。)</u>	
ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ	
<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>	
<u>もの</u>	
(ア) 平成21年軽油軽中量車基準(法附則第12条の2の2第2	
項第5号イの平成21年軽油軽中量車基準をいう。以下この	
<u>条において同じ。)に適合すること。</u>	
(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽	
中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分	
の9を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。	
<u>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ</u>	
<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u> もの	
(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。	
(1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	

改正前	改正後
効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。	
ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次	
<u>のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u>	
(ア) 平成28年軽油重量車基準(法附則第12条の2の2第2項	
第5号八(1)の平成28年軽油重量車基準をいう。以下この条	
<u>において同じ。)に適合すること。</u>	
(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
<u>効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u>	
エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次	
のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの	
(ア) 平成21年軽油重量車基準(法附則第12条の2の2第2項	
第5号二(1)の平成21年軽油重量車基準をいう。以下この条	
において同じ。)に適合すること。 (ハ・京書歌化物及び粋ススと物質の世中見が巫ばの伝表は書	
(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重 量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の	
<u>重年基準に定める至系酸化物及び粒子状物質の値の10分の</u> 9を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
対率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。	
オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次	
のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの	
(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。	
(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。	
3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前	
項又は附則第18条の2の3第6項から第11項までの規定の適用が	
ある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税	

改正前	改正後
の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限	
<u>り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこ</u>	
<u>の項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又</u>	
<u>は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。</u>	
<u>(1) 次に掲げるガソリン自動車</u>	
ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で	
定めるもの	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費	
効率以上であること。	
イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次の	
<u>いずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u>	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
<u>に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u>	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
<u>効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</u>	
ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ	
<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>	
<u>もの</u>	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	

	,
改正前	改正後
効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。	
エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ	
<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>	
<u>もの</u>	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。	
<u>(2) 次に掲げる軽油自動車</u>	
ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ	
<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>	
<u>もの</u>	
<u>(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。</u>	
(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽	
中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分	
の9を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。	
<u>イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ</u> クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める	
もの	
- <u>- 500</u> (ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。	
(1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
<u>(1) エネルモー府員効率が干成27年及参学エネルモー府員</u> 効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。	
ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次	

改正前	改正後
のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの	
(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。	
(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
<u> 効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u>	
工 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次	
<u>のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u>	
(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重	
量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物資の値の10分の	
9を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。	
オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次	
のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの (ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。	
(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。 (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
(1) エネルキー消真効率が平成27年度基準エネルキー消真 効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。	
4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前	
2 項又は附則第18条の2の3第6項から第11項までの規定の適用	
がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得	
税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに	
限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得について	
この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条	
又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。	
<u>(1) 次に掲げるガソリン自動車</u>	
ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラ	

改正前	改正後
ックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定め	
<u>るもの</u>	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。	
イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ	
<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>	
<u>もの</u>	
<u>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u>	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
<u>効率以上であること。</u>	
ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ	
<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>	
<u> </u>	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。	
(2) 次に掲げる軽油自動車	
ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ	
<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>	

	7
改正前	改正後
<u>もの</u>	
(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽	
中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分	
<u>の9を超えないこと。</u>	
<u>(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費</u>	
効率以上であること。	
イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ	
<u>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</u>	
<u>もの</u> (3) 正さなな思いませた。 (3) こまさなな思いませた。 (4) こまさなな思いません。	
(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。	
(1) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費 効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。	
ウ 車両総重量が7.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次 のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの	
(ア) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。	
(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率以上であること。	
エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次	
のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの	
(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重	
量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の	
<u>9を超えないこと。</u>	
(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
効率以上であること。	

改正前	改正後
オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次	
<u>のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u>	
(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。	
(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費	
<u>効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u>	
5 ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若	
しくはトラックであって、次のいずれにも該当するもので施行規	
則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得がある。	
得(前3項又は附則第18条の2の3第6項から第11項までの規定 の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動	
車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われた	
ときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得に	
ついてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべ	
き同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。	
(1) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(2) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定	
<u>める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u>	
(3) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率	
に100分の105を乗じて得た数値以上であること。	
<u>(自動車取得税の免税点の特例)</u>	
第18条の2の2 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた	
場合における第95条の規定の適用については、同条中「15万円 <u>」</u> とあるのは、「50万円」とする。	
(自動車取得税の課税標準の特例)	
第18条の2の3 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種	
環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の	

改正前	改正後
第1種環境対応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用につい	
ては、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、	
同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除し	
<u>て得た額」とする。</u>	
(1) 法附則第12条の2の2第2項第1号に掲げる電気自動車	
(2) 法附則第12条の2の2第2項第2号に掲げる天然ガス自動	
車	
(3) 法附則第12条の2の2第2項第3号に掲げる充電機能付電	
力併用自動車	
(4) 法附則第12条の2の2第2項第4号に掲げるガソリン自動	
車	
(5) 次に掲げるガソリン自動車(平成32年度基準エネルギー消費	
効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法と	
<u>して施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定し</u>	
ていない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平	
成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定め	
られたもの(以下この項から第5項までにおいて「平成22年度	
基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として施 行規則で完める方法によりエネルギー消費効率を算定している。	
行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している もの(次項から第5項までにおいて「平成22年度基準エネルギ	
- 11費効率算定自動車」という。)に限る。)	
ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で	
定めるもの	
<u>(イ)</u> 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費

改正前	改正後
効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。	
<u>イ</u> 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれに	
も該当するもので施行規則で定めるもの	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費	
効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。	
<u>(6) 法附則第12条の2の2第2項第5号イに掲げる軽油自動車</u>	
(7) 法附則第12条の2の2第2項第5号二に掲げる軽油自動車	
(電力併用自動車(同項第3号の電力併用自動車をいう。以下	
<u>この条において同じ。)に限る。)</u>	
2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種環境対応車」	
という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対	
応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取	
得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得 価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」と	
する。	
<u> </u>	
(2) 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費	
効率算定自動車に限る。)	
ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で	
<u> </u>	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	

改正前	改正後
(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費	
効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。	
イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれに	
<u>も該当するもので施行規則で定めるもの</u>	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
<u>(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準</u>	
<u>に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u>	
(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費	
<u>効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。</u>	
(3) 附則第18条の2第2項第2号工又はオに掲げる軽油自動車	
<u>(電力併用自動車に限る。)</u>	
3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」	
という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対	
応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取 個が悪味の第3月24日本ではなり、大きに関い、同語は「関係」	
得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得 価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」と	
<u> 画領」とめるのは、 </u>	
2 2 	
(2) 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費	
効率算定自動車に限る。)	
ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で	
定めるもの	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	

改正前	改正後
効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。	
イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれに	
<u>も該当するもので施行規則で定めるもの</u>	
(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準	
に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	
(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費	
効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。	
(3) 附則第18条の2第3項第2号工又はオに掲げる軽油自動車	
(電力併用自動車に限る。)	
4 次に掲げる自動車(以下この項において「第4種環境対応車」	
という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対	
応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取 得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得	
価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」と	
する。	
(1) 附則第18条の 2 第 4 項第 1 号に掲げるガソリン自動車	
(2) ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のト	
ラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動	
車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもの	
<u>で施行規則で定めるもの</u>	
ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定	
める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	
ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率	
<u>に100分の138を乗じて得た数値以上であること。</u>	

改正前	改正後
(3) 附則第18条の2第4項第2号工又はオに掲げる軽油自動車	
(電力併用自動車に限る。)	
5 次に掲げる自動車(以下この項において「第5種環境対応車」	
という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対	
応車の取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取	
得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得	
価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」と する。	
<u>する。</u> (1) 附則第18条の 2 第 5 項に掲げるガソリン自動車	
(2) ガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のト	
ラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動	
車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもの	
で施行規則で定めるもの	
ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。	
イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定	
める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。	
ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率	
<u>に100分の132を乗じて得た数値以上であること。</u>	
6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送	
事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期	
運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)	
<u>のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から</u> 車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの	
(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受ける	
ものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取	
得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得	
価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」	

改正前	改正後
<u>とする。</u>	
(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平	
成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項及	
び第8項において「基本方針」という。)に平成32年度までに	
<u>導入する台数が目標として定められた自動車に該当するもので</u>	
<u>あること。</u>	
(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8	
条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項及び第8	
項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規	
<u>則で定めるものに適合するものであること。</u>	
7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであっ	
<u>て車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるも</u>	
<u>の(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受け</u>	
るものの取得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該	
取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取	
得価額」とあるのは、「取得価額から650万円(乗車定員30人未満	
の附則第18条の2の3第7項に規定する路線バス等にあっては、	
200万円)を控除して得た額」とする。	
(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定	
められた自動車に該当するものであること。 (2) ひせき 3位 数 第四次 (2) は 10 である。	
(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合	
するものであること。	
8 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送	
事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各	
号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢 * 陰寒者等の移動等の円温化の保護に関する法律等の条第1号	
者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号 に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者	
に祝たする同断有、悍舌有寺(あっちにのいて、同断有、悍舌有	

改正前	改正後
等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規	
<u>則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取</u>	
得に係る第93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成	
29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」と	
あるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。	
<u>(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定</u>	
<u>められた自動車に該当するものであること。</u>	
(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合	
<u>するものであること。</u>	
(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向	
上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国	
<u>土交通大臣が認めたものであること。</u>	
9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向	
上を図るための装置(以下この項から第11項までにおいて「車両	
安定性制御装置」という。)並びに衝突に対する安全性の向上を	
図るための装置(以下この項から第11項までにおいて「衝突被害 軽減制動制御装置」という。)を備えるもの(施行規則で定める	
<u>軽減制動制御表量」という。)を備えるもの(爬行規則と足める</u> ものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第	
93条第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31	
日(第4号に掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日)ま	
でに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取	
得価額から525万円を控除して得た額」とする。	
(1) 車両総重量が5トンを超え12トン以下の乗用車(施行規則で	
定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)	
(第11項において「バス等」という。)であって、道路運送車	
両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべ	
きものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は	

改正前	改正後
公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるも	
の(以下この項及び第11項において「車両安定性制御装置に係	
<u>る保安基準」という。)及び同条の規定により平成25年1月27</u>	
日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制	
動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技	
術基準で施行規則で定めるもの(以下この項及び第11項におい	
て「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)の	
<u>いずれにも適合するもの</u>	
(2) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規	
則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この	
項及び第11項において同じ。)であって、道路運送車両法第41	
条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条のした。	
規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして	
定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれ	
にも適合するもの	
(3) 車両総重量が 8 トンを超え20トン以下のトラックであって、	
道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適	
保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用さ	
れるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係	
<u>る保安基準のいずれにも適合するもの</u>	
<u>(4)</u> 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、	
道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適	
用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る	
保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用さ	
<u>れるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係</u>	

改正前	改正後
る保安基準のいずれにも適合するもの	
10 前項第4号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝	
突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに	
限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条第	
1項の規定の適用については、当該取得が平成28年11月1日から	
平成29年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」	
<u>とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。</u>	
11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽	
減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるもの	
に限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条	
第1項の規定の適用については、当該取得が平成29年3月31日(第	
5号に掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日)までに行	
<u>われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額</u> から350万円を控除して得た額」とする。	
(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法 第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきも	
のとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準	
に適合するもの	
(2) 車両総重量が 5 トンを超え12トン以下のバス等であって、道	
路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用	
されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保	
安基準又は同条の規定により平成25年 1 月27日以降に適用され	
<u>るべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る</u>	
<u>保安基準のいずれかに適合するもの</u>	
(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであっ	
て、道路運送車両法第41条の規定により平成28年 2 月 1 日以降	
に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に	

改正前	改正後
係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適	
用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置	
<u>に係る保安基準のいずれかに適合するもの</u>	
(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、	
道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適	
用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る	
保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用さ	
れるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係	
<u>る保安基準のいずれかに適合するもの</u>	
(5) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、	
道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適	
用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る	
保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用さ	
れるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る。	
る保安基準のいずれかに適合するもの	
12 前各項の規定は、第97条第1項又は法第123条の規定により提出	
される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の担害の適用を受けたことを表している。	
の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項 の記載がある場合に限り、適用する。	
	ᄼᄪᅏᅭᄺᄧᄒᄣᄜᇆᅕᅛᇰᄝᅓᆡᅖᄧᇰᅅᅓᇰᄡᄱᄖᇢᇰᅚᄜ
(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用 停止)	(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用 停止)
第18条の 6 略	第18条の6 略
	(法附則第12条の2の10第1項の一般乗合用のバス)
	第18条の7 法附則第12条の2の10第1項に規定する地域住民の生
	活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難にな
	っているものの運行の用に供する一般乗合用のバスは、国土交通
	<u>大臣が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受</u>

改正前	改正後
	けて取得した一般乗合用のバスで、平均乗車密度に1日当たりの
	運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下であり、かつ、知事が
	地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供
	<u>されるものとする。</u>
	(自動車税の環境性能割の税率の特例)
	第18条の8 営業用の自動車に対する第111条の3第1項及び第2
	<u>項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)</u>
	並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の
	左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
	同表の右欄に掲げる字句とする。
	<u>第1項(第4項に 100分の1</u> 100分の0.5
	おいて準用する場
	<u>合を含む。)</u>
	第 2 項 (第 4 項に 100分の 2 100分の 1
	おいて準用する場
	<u>合を含む。)</u>
	<u>第3項 100分の3</u> 100分の2
	(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
	第18条の9 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自
	<u>動車運送事業を経営する者が同法第5条第1項第3号に規定する</u>
	路線定期運行の用に供する自動車(以下この項及び次項において
	「路線バス等」という。)のうち、法附則第12条の2の12第1項
	各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定
	することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定
	めるものに限る。)で最初の第110条の2第3項に規定する新規登
	録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を
	受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路

改正前	改正後
	線バス等の取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、
	同条中「という。)」とあるのは、「という。)から1,000万円を
	控除して得た額」とする。
	2 路線バス等のうち、法附則第12条の2の12第2項各号のいずれ
	<u>にも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降する</u>
	ための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で
	初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用に
	ついては、当該路線バス等の取得が平成31年3月31日までに行わ
	れたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)
	<u>から650万円(乗車定員30人未満の附則第12条の2の12第2項に規</u>
	<u>定する路線バス等にあっては、200万円)を控除して得た額」とす</u>
	<u>3.</u>
	3 道路運送法第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送
	事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則
	第12条の2の12第3項各号のいずれにも該当するものであってそ の構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関
	算者等の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定
	ゆるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条
	の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成31年3月
	31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるの
	は、「という。)から100万円を控除して得た額」とする。
	4 法附則第12条の2の12第4項各号に掲げる自動車のうち、横滑
	リ及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(次項及び第
	6項において「車両安定性制御装置」という。)並びに衝突に対
	する安全性の向上を図るための装置(次項第及び6項において「衝
	突被害軽減制動制御装置」という。)を備えるもの(施行規則で
'	

<u> </u>		T
条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2012第4項第3号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。 5 法附則第12条の2の12第5項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制銀装置を借えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、法附則第12条の2の12第5項第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成39年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同時第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成39年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第1111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項	改正前	改正後
月31日(法附則第12条の2の12第4項第3号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。 5 法附則第12条の2の12第5項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突破害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、法附則第12条の2の12第5項第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書と、当該自動車につき前各項		定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111
っては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。 5 法附則第12条の2 の12第5項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2 の規定の適用については、法附則第12条の2 の12第5項第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1 目から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2 の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2 の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2012第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3
「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して得た額」とする。 5 法附則第12条の2の12第5項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被書軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、法附則第12条の2の12第5項第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		月31日 (法附則第12条の2の12第4項第3号に掲げるトラックにあ
得た額」とする。 5 法附則第12条の2の12第5項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2のの規定の適用については、法附則第12条の2の12第5項第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げる下分にあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書に、当該自動車につき前各項		っては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中
5 法附則第12条の2の12第5項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、法附則第12条の2の12第5項第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		「という。)」とあるのは、「という。)から525万円を控除して
安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、法附則第12条の2の12第5項第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		<u>得た額」とする。</u>
行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、法附則第12条の2の12第5項第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書と、当該自動車につき前各項		5 法附則第12条の2の12第5項各号に掲げる自動車のうち、車両
する第111条の2の規定の適用については、法附則第12条の2の12第5項第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書に、当該自動車につき前各項		安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施
第5項第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書と、当該自動車につき前各項		<u>行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対</u>
平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		<u>する第111条の2の規定の適用については、法附則第12条の2の12</u>
り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		第5項第1号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得が
が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		<u>平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限</u>
限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		<u>り、同項第2号に掲げるトラックにあっては当該トラックの取得</u>
円を控除して得た額」とする。 6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		<u>が平成29年4月1日から平成30年10月31日までに行われたときに</u>
6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万
安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		円を控除して得た額」とする。
るもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書と、当該自動車につき前各項		6 法附則第12条の2の12第6項各号に掲げる自動車のうち、車両
るものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書と、当該自動車につき前各項		安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備え
の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に 掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われた ときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)か ら350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定によ り提出される申告書に、当該自動車につき前各項		<u>るもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受け</u>
掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われた ときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書に、当該自動車につき前各項		るものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車
ときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から350万円を控除して得た額」とする。7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書に、当該自動車につき前各項		の取得が平成31年3月31日(法附則第12条の2の12第6項第4号に
<u> ら350万円を控除して得た額」とする。</u> 7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定によ り提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日)までに行われた
7前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		<u>ときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)か</u>
り提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項		<u>ら350万円を控除して得た額」とする。</u>
<u> </u>		7 前各項の規定は、第111条の5第1項又は法第161条の規定によ
の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項		り提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項
		の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項

改正前

改正後

(自動車税の税率の特例)

- 第19条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とす る自動車で内燃機関を有しないものをいう。第4項第1号におい て同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の 燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。第4項 第2号において同じ。)、専らメタノールを内燃機関の燃料とし て用いる自動車で施行規則で定めるもの、メタノールとメタノー ル以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃 料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内 燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自 動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として 用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えている ことにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項 に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則 で定めるものをいう。第4項第3号において同じ。)並びにバス (一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に 対する平成28年度分の自動車税に係る第112条第1項及び第2項 の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
 - (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる 自動車で<u>平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条 第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登</u> 録」という。)を受けたもの
 - (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に 掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規 登録を受けたもの

の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第19条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車(法 第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。第4項第 2号において同じ。)、専らメタノールを内燃機関の燃料として 用いる自動車で施行規則で定めるもの、メタノールとメタノール 以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料 として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内燃 機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号 に規定する電力併用自動車をいう。)並びに法第177条の7第1項 第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除 く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の 種別割に係る第112条第1項及び第2項の規定の適用については、 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる 自動車で<u>平成16年3月31日までに初回新規登録</u>を受けたもの<u>初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</u>
- (2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平 成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登 録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

改正前

改正後

略

2 • 3 略

4 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の 適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年 度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成 28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平 成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 略

- (2) 天然ガス自動車のうち、<u>道路運送車両法第41条の規定により</u> 平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車<u>(電力併用自動車のうち、動力源</u> として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので 施行規則で定めるものをいう。)
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業

略

2 • 3 略

4 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の 適用については、当該自動車が<u>平成28年4月1日から平成29年3</u> 月31日までの間に<u>初回新規登録</u>を受けた場合<u>には、平成29年度分</u> の自動車税の種別割</u>に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、法第149条第1項第2号に規定する <u>平成21年天然ガス車基準</u>(以下この号において「平成21年天然 ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量 が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9 を超えないもので施行規則で定めるもの

- (3) <u>法第149条第1項第3号に規定する</u>充電機能付電力併用自動 車
- (4) <u>ガソリン自動車</u>のうち、窒素酸化物の排出量が<u>平成17年ガソ</u> <u>リン軽中量車基準</u>に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えな いもの<u>であって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネル</u> <u>ギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもの</u>で施行

改正後

者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる 自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41 条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものと して定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適 合するもの

略

5 · 6 略

7 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排 出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないも ので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を 除く。)に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用について は、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの

規則で定めるもの

(5) 軽油自動車のうち、平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗 用車

略

5・6 略

7 <u>ガソリン自動車</u>のうち、窒素酸化物の排出量が<u>平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値</u>の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が

改正前	改正後
間に <u>新車新規登録</u> を受けた場合 <u>にあっては平成27年度分</u> の自動車税に限り、 <u>当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日</u> までの間に <u>新車新規登録</u> を受けた場合 <u>にあっては平成28年度分の自動車税に限り、</u> 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に <u>初回新規登録</u> を受けた場合 <u>には、平成29年度分</u> の自動車税 <u>の種別割</u> に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略 8 略	略 8 略

(佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 佐賀県税条例等の一部を改正する条例(平成26年佐賀県条例第61号)の一部を次のように改正する。 第2条中佐賀県税条例第30条第3項の改正規定を削る。

(佐賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 佐賀県税条例の一部を改正する条例(平成27年佐賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。 佐賀県税条例第49条及び附則第14条の3の改正規定並びに附則第3条第2項から第5項までを削る。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第5条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和27年佐賀県条例第68号)の一部 を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

人の代に対ける状体の以上的力は、下級の的力である。	
改正前	改正後
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基き、自動車税の徴収について佐賀県税条例(昭和25年9月佐賀県条例第41号)の特例を設けることを目的とする。	第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づき、自動車税 <u>の種別割</u> の徴収について佐賀県税条例(<u>昭和25年</u> 佐賀県条例第41号)の特例を設けることを目的とする。
(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴	(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税 <u>の種</u>

収の方法)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機 関等(特例法第2条第6号又は第7号に規定するものをいう。) の所有する自動車に対する自動車税はこの条例で定めるところに より、証紙徴収の方法によって徴収する。

(自動車税の証紙徴収の手続)

- 第3条 前条に掲げる自動車に対する自動車税の納税義務者は毎年 4月中(賦課期日後に自動車税の納税義務が発生した者にあって は、当該自動車税の納税義務の発生した日からその翌月末日まで の間)において、県の発行する別記第1号様式の証紙を購入して、 当該自動車税を払い込まなければならない。
- 2 前項の場合において、自動車税の納税義務は、購入した証紙に 別記第2号様式の検印を受けたときに完了するものとする。

(自動車税納税済証紙の てん附等)

第4条 自動車税の納税者が、自動車税に係る証紙に前条第2項の 検印を受けた場合においては、当該証紙を佐賀県税条例第52条第 1項の証票と、当該納税者を当該証票を受けた者とみなして、同 条例同条及び第53条の規定を適用する。

(雑則)

第5条 略

別割の徴収の方法)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機 関等(特例法第2条第6号又は第7号に規定するものをいう。) の所有する自動車に対する自動車税<u>の種別割</u>はこの条例で定める ところにより、証紙徴収の方法によって徴収する。

(自動車税の種別割の証紙徴収の手続)

- 第3条 前条に掲げる自動車に対する自動車税<u>の種別割</u>の納税義務 者は毎年4月中(賦課期日後に自動車税<u>の種別割</u>の納税義務が発生した者にあっては、当該自動車税<u>の種別割</u>の納税義務の発生した日からその翌月末日までの間)において、県の発行する別記第1号様式の証紙を購入して、当該自動車税<u>の種別割</u>を払い込まなければならない。
- 2 前項の場合において、自動車税<u>の種別割</u>の納税義務は、購入した証紙に別記第2号様式の検印を受けたときに完了するものとする。

(雑則)

<u>第4条</u> 略

(佐賀県産業廃棄物税条例の一部改正)

第6条 佐賀県産業廃棄物税条例(平成16年佐賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(賦課徴収)	(賦課徴収)

改正前 第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるも ののほか、法令及び佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号) の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2号 狩猟税 中「狩猟税」とあるのは と、同条例第5条 産業廃棄物税 第2項の表中 とあるのは 狩猟税 と、同条例第8条第2項中「8 狩猟税に 産業廃棄物税 係る徴収金にあっては、狩猟者の登録を受ける場所」とあるのは 8 狩猟税に係る徴収金にあっては、狩猟者の登録を受ける 9 産業廃棄物税に係る徴収金にあっては、焼却施設又は最 場所 と、同条例第9条中「この条例」とある 終処分場の所在地 , のは「この条例又は佐賀県産業廃棄物税条例(平成16年佐賀県条 例第30号)」と、同条例第9条の2第1項中「この条例」とある のは「この条例若しくは佐賀県産業廃棄物税条例」と、同条例第 28条第1項中「及びゴルフ場利用税」とあるのは「並びにゴルフ 場利用税及び産業廃棄物税」とする。 場利用税及び産業廃棄物税」とする。

改正後 第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるも ののほか、法令及び佐賀県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号) の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第2号 狩猟税 中「狩猟税」とあるのは と、同条例第5条 産業廃棄物税 固定資産税 第2項の表中 とあるのは 固定資産税 と、同条例第8条第2項中「8 狩猟税に 産業廃棄物税 係る徴収金にあっては、狩猟者の登録を受ける場所」とあるのは 8 狩猟税に係る徴収金にあっては、狩猟者の登録を受ける 9 産業廃棄物税に係る徴収金にあっては、焼却施設又は最 場所 と、同条例第9条中「この条例」とある 終処分場の所在地 のは「この条例又は佐賀県産業廃棄物税条例(平成16年佐賀県条 例第30号)」と、同条例第9条の2第1項中「この条例」とある のは「この条例若しくは佐賀県産業廃棄物税条例」と、同条例第 28条第1項中「及びゴルフ場利用税」とあるのは「並びにゴルフ

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中佐賀県税条例第50条、第72条の12及び第109条の24の改正規定 規則で定める日
 - (2) 第2条及び第5条の規定並びに附則第4条第6項から第9項まで、第14項から第17項まで、第6条第2項並びに第7条第2項及び第3 項の規定 規則で定める日
 - (3) 第1条中佐賀県税条例附則第5条の5の改正規定 規則で定める日

- (4) 附則第4条第10項から第13項までの規定 規則で定める日 (徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)
- 第2条 第1条の規定による改正後の佐賀県税条例(以下「新条例」という。)第14条、第15条及び第20条(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 2 新条例第16条から第18条まで及び第20条(新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に される同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従 前の例による。
- 3 新条例第19条及び第20条(新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する 納期限が到来する徴収金について適用する。

(県民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び 施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始 した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税に ついて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。)で、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第47条の2第1項第1号アに規定する付加価値額(当該事業年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数(当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下この条において同じ。)で除して計算した金額。次項から第5項までにおいて「平成28年度分調整後付加価値額」という。)が30億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例附則第14条の3の規定により読み替えられた新条例第49条第1項第1号に規定する合計額(次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。)が、当該事業年度の新条例第47条の2第1項に規定する付加価値額、資本金等の額及び所得(これらの額に1,000円未満の端数がある場合又はこれらの額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成28年3月31日現在における第1条の規定による改正前の佐賀県税条例(以下この条において「旧条例」という。)附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第1項第1号に規定する税率を乗じて得た金額の合計額、次項において「旧条例第49条第1項第1号に規定する合計額」という。)

を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について納付すべき事業税額(以下この条において「平成28年度分事業税額」という。)から控除するものとする。

- 3 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が旧条例第49条第1項第1号に規定する合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 4 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例附則第14条の3の規定により読み替えられた新条例第49条第3項第1号に規定する合計額(次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。)が、当該事業年度の新条例第47条の2第1項に規定する付加価値額、資本金等の額及び所得(これらの額に1,000円未満の端数がある場合又はこれらの額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成28年3月31日現在における旧条例附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第3項第1号に規定する税率を乗じて得た金額の合計額(次項において「旧条例第49条第3項第1号に規定する合計額」という。)を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 5 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が旧条例第49条第3項第1号に規定する合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 6 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。)で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第47条の2第1項第1号アに規定する付加価値額(当該事業年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数で除して計算した金額。次項から第9項までにおいて「平成29年度分調整後付加価値額」という。)が30億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例第49条第1項第1号に規定する合計額(次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。)が、当該事業年度の新条例第47条の2第1項に規定する付加価値額、資本金等の額及び所得(これらの額に1,000円未満の端数がある場合又はこれらの額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、それぞれ平成28年3月31日現在における旧条例附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第1項第1号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある

場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)と当該事業年度の新条例第47条の2第1項第1号ウに規定する所得(当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に旧条例附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第1項第1号ウに規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に100分の93.5を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)の合計額(次項において「旧条例第49条第1項第1号に規定する合計額等」という。)を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について納付すべき事業税額(以下この条において「平成29年度分法人事業税額」という。)から控除するものとする。

- 7 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が旧条例第49条第1項第1号に規定する合計額等を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 8 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例第49条第3項第1号に規定する合計額(次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。)が、当該事業年度の新条例第47条の2第1項に規定する付加価値額、資本金等の額及び所得(これらの額に1,000円未満の端数がある場合又はこれらの額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、それぞれ平成28年3月31日現在における旧条例附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第3項第1号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額とする。)に旧条例附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第3項第1号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に100分の93.5を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)の合計額(次項において「旧条例第49条第3項第1号に規定する合計額等」という。)を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、3該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 9 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が旧条例第49条第3項第1号に規定する合計額等を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全

額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。

- 10 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人(他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項にお いて同じ。)で、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第47条の2第1項第1号アに規定する付加 価値額(当該事業年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数で除して計 算した金額。次項から第13項までにおいて「平成30年度分調整後付加価値額」という。)が30億円以下であるものについては、当該事業年 度に係る新条例第49条第1項第1号に規定する合計額(次項において「平成30年度分基準法人事業税額」という。)が、当該事業年度の新 条例第47条の2第1項に規定する付加価値額、資本金等の額及び所得(これらの額に1,000円未満の端数がある場合又はこれらの額の全額が 1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。) に、それぞれ平成28年3月31日現在における旧条例附 則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第1項第1号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある 場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)と、当該事業年度の新条例第47条の2 第1項第1号ウに規定する所得(当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金 額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に旧条例附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第1項第1号ウに規定する 税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全 額を切り捨てた金額)に100分の93.5を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合 には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)の合計額(次項において「旧条例第49条第1項第1号に規定する合計額等」という。) を超える場合には、その超える額の4分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満であ る場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について納付すべ き事業税額(以下この条において「平成30年度分法人事業税額」という。)から控除するものとする。
- 11 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人で、平成30年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成30年度分基準法人事業税額が旧条例第49条第1項第1号に規定する合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成30年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成30年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 12 新条例第47条第 1 項第 1 号アに掲げる法人(他の 2 以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。)で、平成30年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例第49条第 3 項第 1 号に規定する合計額(次項において「平成30年度分基準法人事業税額」という。)が、当該事業年度の新条例第47条の 2 第 1 項に規定する付加価値額、資本金等の額及び所得(これらの額に1,000円未満の端数がある場合又はこれらの額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、それぞれ平成28年 3 月31日現在における旧条例附則第14条の 3 の規定により読み替えられた旧条例第49条第 3 項第 1 号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)と、当該事業年度の新条例第47条の 2 第 1 項第 1 号ウに規定する所得(当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合に

- は、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に旧条例附則第14条の3の規定により読み替えられた旧条例第49条第3項第1号ウに規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に100分の93.5を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)の合計額(次項において「旧条例第49条第3項第1号に規定する合計額等」という。)を超える場合には、その超える額の4分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成30年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 13 新条例第47条第1項第1号アに掲げる法人で、平成30年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成30年度分基準法人事業税額が旧条例第49条第3項第1号に規定する合計額等を超える場合には、その超える額に40億円から平成30年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成30年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 14 第2条の規定による改正後の佐賀県税条例(以下「29年新条例」という。)第56条の規定は、平成29年度以後に同条の規定により市町に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金(次項及び第16項において「法人事業税交付金」という。)について適用する。
- 15 平成29年度における法人事業税交付金に係る29年新条例第56条の規定の適用については、同条中「統計法(平成19年法律第53号)第2条 第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数」とあるのは「各市町の市町村民税の法人税 割額」とする。
- 16 平成30年度及び平成31年度における法人事業税交付金に係る29年新条例第56条の規定の適用については、同条中「従業者数」とあるのは 「従業者数及び市町村民税の法人税割額」とする。
- 17 前 2 項の規定により読み替えられた29年新条例第56条に規定する市町村民税の法人税割額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前 の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 第6条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前 の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 2 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。 (自動車税に関する経過措置)
- 第7条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお 従前の例による。
- 2 29年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して

課する自動車税の環境性能割について適用する。

3 29年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成28年分までの自動車税については、なお従前の例による。